

神戸商工会議所会員優待割引施設の概要について

1. 本制度の趣旨

当商工会議所では、平成9年度より、会員事業所の福利厚生支援とビジネス支援の一環として、各種施設の優待制度を実施しております。

本制度では、市内公共施設をはじめ会員事業所が運営する施設等を、優待価格の設定等によりご登録をお願いするとともに、会員事業所の事業主、従業員及びその家族を対象に登録施設ガイド・会員優待券等を広く配布し、その利用を促進するものです。

2. 登録施設

- (1) 登録事業所・施設は、公共施設もしくは、原則として当商工会議所会員が運営されている施設で当商工会議所が適当と認めた施設に限らせていただきます。
- (2) 対象サービスは福利厚生に関連するものを主体としておりますが、物販、施工工事、各種請負等は対象としておりません。
- (3) 登録事業者は、一般利用料金からの割引額・率、特典等の優待内容を明示してお申し込みください。
- (4) 他の割引等との併用は優待の対象とはいたしません。
- (5) 優待を受けようとする利用者（当商工会議所会員事業所の事業主、従業員及びその家族等）が、登録施設利用時に提出する当商工会議所作成の「会員優待券」1枚に対し、最大5名までを優待対象とさせていただきます。
- (6) 登録施設は、優待施設登録申込書に所定の事項をご記入いただき、内容の審査を受けた後、登録できるものとします。（内容によって、お断りする場合がありますので、悪しからずご了承ください）
- (7) 登録は毎年度3月更新とし、1年間有効とします。但し、登録事業所から期間満了前3ヵ月前までに文書による解約申出のない時は、更に1年間延長するものとします。

3. 施設利用者

- (1) 優待割引施設のご利用は、会員事業所の経営者、従業員及びそのご家族を対象としております。
- (2) ご利用時に、「会員優待券」に事業所名をご記入の上、利用する登録施設の窓口へ提出し、優待価格等のサービスが受けられます。
- (3) 利用料等は、他の割引等との併用は出来ません。

3. 制度のPR

本優待制度の周知については、原則として無料で、当商工会議所機関誌・ホームページ、DM等、種々の機会に広く会員事業所に紹介・PRさせていただきます。なお、別途、有料広告スペース（任意）を設定することがあります。

以 上